

資料 2

無線局免許申請手数料が免除される国の機関及び国立の組織（電波利用料は免除されません）

電波法施行令

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十四条 法第四百条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人国立青少年教育振興機構	九 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
二 国立研究開発法人防災科学技術研究所	十 独立行政法人海技教育機構
三 独立行政法人国立文化財機構	十一 独立行政法人航空大学校
四 独立行政法人家畜改良センター	十二 独立行政法人自動車技術総合機構
五 国立研究開発法人産業技術総合研究所	十三 独立行政法人教職員支援機構
六 独立行政法人製品評価技術基盤機構	十四 独立行政法人国立高等専門学校機構
七 国立研究開発法人土木研究所	十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
八 国立研究開発法人建築研究所	

総務省/文部科学省 告示第三号

国立大学法人法施行令第二十三条第三項の規定に基づき、電波法第四百条第一項の政令で定める独立行政法人とみなして同項の規定を準用する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の指定（電波法第四百条第一項、国立大学法人法施行令第二十三条第二項）

平成十六年三月三十一日

総務省/文部科学省 告示第三号

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十三条第三項の規定に基づき、電波法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四百条第一項の政令で定める独立行政法人とみなして同項の規定を準用する国立大学法人及び大学共同利用機関法人を次のとおり指定する。

国立大学法人北海道大学	国立大学法人長岡技術科学大学	国立大学法人香川大学
国立大学法人北海道教育大学	国立大学法人上越教育大学	国立大学法人愛媛大学
国立大学法人室蘭工業大学	国立大学法人富山大学	国立大学法人高知大学
国立大学法人旭川医科大学	国立大学法人金沢大学	国立大学法人九州大学
国立大学法人弘前大学	国立大学法人福井大学	国立大学法人九州工業大学
国立大学法人岩手大学	国立大学法人山梨大学	国立大学法人佐賀大学
国立大学法人東北大学	国立大学法人信州大学	国立大学法人長崎大学
国立大学法人宮城教育大学	国立大学法人静岡大学	国立大学法人熊本大学
国立大学法人秋田大学	国立大学法人浜松医科大学	国立大学法人宮崎大学
国立大学法人山形大学	国立大学法人東海国立大学機構	国立大学法人鹿児島大学
国立大学法人福島大学	国立大学法人名古屋工業大学	国立大学法人琉球大学

国立大学法人筑波大学	国立大学法人三重大学	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
国立大学法人筑波技術大学	国立大学法人滋賀大学	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
国立大学法人宇都宮大学	国立大学法人京都大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立大学法人千葉大学	国立大学法人京都教育大学	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
国立大学法人東京大学	国立大学法人大阪大学	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
国立大学法人東京農工大学	国立大学法人神戸大学	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
国立大学法人東京芸術大学	国立大学法人和歌山大学	
国立大学法人東京工業大学	国立大学法人鳥取大学	
国立大学法人東京海洋大学	国立大学法人島根大学	
国立大学法人電気通信大学	国立大学法人岡山大学	
国立大学法人横浜国立大学	国立大学法人広島大学	
国立大学法人新潟大学	国立大学法人山口大学	

改正文（平成一七年九月三〇日／総務省／文部科学省／告示第一号）抄
平成十七年十月一日から施行する。

改正文（令和三年五月二六日／総務省／文部科学省／告示第一号）抄
公布の日から施行する。